

議第55号

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

京都市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号から第23号までを次のように改める。

- (7) 対象用途 別表第1の左欄に掲げる用途をいう。
- (8) 食料品等小売店舗 小売業（消費者に対して物品を販売する業務及び農業協同組合、消費生活協同組合その他の団体がその構成員に対して物品を供給する業務をいう。）のうち、食料品を販売し、又は供給する業務（自動販売機のみにより食料品を販売し、又は供給する業務を除く。）を行うための店舗（コンビニエンスストア及び飲食店を除き、物品加工修理業を行うための店舗を含む。）をいう。
- (9) コンビニエンスストア 飲食料品及び日用品を販売する業務を行うための小売店舗で、主として飲食料品を販売し、その大部分においてセルフサービス方式（次の要件を満たしているものをいう。）を採用しているもののうち、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。
 - ア 商品の包装を購入時に行わないこと。
 - イ 販売価格があらかじめ定められていること。
 - ウ 客が自由に商品を取り集め、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して商品の代金を支払うこと。
- (10) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第

- 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する営業を行うための施設をいう。
- (11) 銀行 信用金庫法第 4 条に規定する金庫の事業又は銀行法第 2 条第 2 項に規定する銀行業を行うための店舗（郵便局を除く。）をいう。
- (12) 病院等 病院又は診療所をいう。
- (13) 学習施設 学校教育法第124条に規定する専修学校，同法第134条第 1 項に規定する各種学校又は学習塾をいう。
- (14) 博物館等 博物館，美術館又は図書館をいう。
- (15) スポーツ施設 主として健康の維持，体力の向上及び美容のための身体運動に関する技能及び知識を教授するための施設をいう。
- (16) レンタルビデオ店 消費者に対して，音声が録音され，又は映像が録画されたビデオテープその他の記録媒体を賃貸する事業を行うための施設をいう。
- (17) 対象用途施設 一の建物（道路その他の公共の用に供される施設により 2 以上の部分に隔てられ，それぞれの部分が屋根，柱又は壁を共通にする場合にあってはその隔てられたそれぞれの部分を，2 以上の建物が通路によって接続され，これらの機能が一体となっている場合にあってはこれらの建物の全体を，付属建物がある場合にあってはこれを合わせたものをいう。以下同じ。）で，その全部又は一部が 1 の対象用途に供されるもの（その他の対象用途に供される部分を有するもの及び仮設のものを除く。）をいう。この場合において，食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗及びコンビニエンスストアは，1 の対象用途とみなす。
- (18) 対象混合用途施設 一の建物で，その全部又は一部が 2 以上の対象用途に供されるもの（仮設のものを除く。）をいう。この場合において，食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗及びコンビニエンスストアは，1 の対象用途とみなす。
- (19) 施設面積 対象用途に供される床面積の合計をいう。

- (20) 大規模施設 対象用途施設のうち、施設面積が、対象用途の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる面積以上であるものをいう。
- (21) 小規模施設 対象用途施設のうち、大規模施設以外のものをいう。
- (22) 大規模混合用途施設 対象混合用途施設のうち、対象用途ごとの施設面積を当該対象用途に応じ別表第1の右欄に掲げる面積で除した数の合計（以下「基準指数」という。）が1以上であるものをいう。
- (23) 小規模混合用途施設 対象混合用途施設のうち、大規模混合用途施設以外のものをいう。

第2条第24号を削る。

第8条第1項中「官公署,」及び「, 図書館」を削り、「応ずる」を「応じる」に改める。

第9条の見出し中「大規模小売店舗等」を「大規模施設」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「大規模小売店舗を」を「大規模施設を」に、「大規模小売店舗に」を「施設に」に、「小売業を営むための店舗の用に供しない」を「対象用途以外の用途に供する」に、「小売業を営むための店舗の用に供する」を「対象用途に供する」に、「当該大規模小売店舗の」を「当該大規模施設の」に、「次の各号に掲げる区分」を「施設面積」に、「当該各号」を「別表第2」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その周辺の土地利用等の状況から当該敷地内及び場所に当該規模の自転車駐車場を設置することが困難であると市長が認めるときは、当該大規模施設を新設する者は、当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250メートル以内である場所に、当該規模の自転車駐車場を設置することができる。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものについて、同項の

規定により計算した台数に0.1以上1未満の範囲内で別に定める率を乗じて得た台数を、当該食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設に係る台数とすることができる。

第9条第3項を削る。

第10条から第11条の2までを次のように改める。

(小規模施設を大規模施設とする場合における自転車駐車場の設置)

第10条 市街化区域内において小規模施設をこれと同一の対象用途に供する大規模施設とする者又は別表第3の左欄に掲げる対象用途に供する小規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者(区分所有に係る施設にあっては、施設面積の増加前から対象用途に供する部分を設置している者で、当該施設面積の増加を行わないもの(以下「他施設の設置者」という。)を含む。)は、当該施設面積の増加に係る部分における営業の開始前に、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、前条第1項の規定の例により設置しなければならない。

2 市街化区域内において、前項の規定の施行又は適用の際(以下この条において「基準時」という。)、現に設置されている小規模施設をこれと同一の対象用途に供する大規模施設とする者又は基準時に現に設置されている別表第3の左欄に掲げる対象用途に供する小規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者(区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。)に係る同項の台数については、同項の規定にかかわらず、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数から増加前の施設面積に応じ同表に掲げる台数に0.9を乗じて得た台数(当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り上げた台数)を控除した台数とする。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により計算した食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものに係る台数について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」と

あるのは「次条第1項及び第2項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(大規模施設の施設面積を増加させる場合における自転車駐車場の設置)

第11条 市街化区域内において大規模施設の施設面積を増加させる者又は施設面積の増加により別表第4の左欄に掲げる対象用途に供する大規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者（次項本文の規定の適用がある区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。）は、当該施設面積の増加に係る部分における営業の開始前に、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数から増加前の施設面積に応じ同表に掲げる台数を控除した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

2 市街化区域内において、前項の規定の施行又は適用の際（以下「基準時」という。）、現に設置されている大規模施設の施設面積を増加させる者又は施設面積の増加により基準時に現に設置されている別表第4の左欄に掲げる対象用途に供する大規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者に係る同項の台数については、同項の規定にかかわらず、前条第2項の規定の例により計算した台数とする。ただし、前項の規定の施行又は適用の日以後当該施設面積の増加前に、当該大規模施設の施設面積が増加したため、この条例の規定により自転車駐車を設置すべきであった者については、この限りでない。

3 第9条第2項の規定は、前2項の規定により計算した食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものに係る台数について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第11条第1項及び第2項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(大規模混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第11条の2 市街化区域内において、大規模混合用途施設を新設する者（区

分所有に係る施設にあつては、対象用途以外の用途に供する部分のみを設置する者を除く。)は、顧客の利用に供するため、対象用途に供する部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

2 市街化区域内において、小規模混合用途施設を大規模混合用途施設とする者(区分所有に係る施設にあつては、他施設の設置者を含む。)は、基準指数の増加に係る部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

3 市街化区域内において大規模混合用途施設に係る基準指数を増加させる者(次項において準用する前条第2項本文の規定の適用がある区分所有に係る施設にあつては、他施設の設置者を含む。)は、当該基準指数の増加に係る部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

4 第9条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る第1項の計算について、第10条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る第2項の計算について、前条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る前項の計算について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、別に定める。第11条の2の次に次の1条を加える。

(既存の大規模施設又は大規模混合用途施設の設置者等の努力義務)

第11条の3 大規模施設又は大規模混合用途施設を設置している次に掲げる者は、当該大規模施設又は大規模混合用途施設の利用者等による自転車の駐車需要に応じるため、第9条から前条までの規定(第10条第2項及び第11条第2項(前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))を除く。)により計算した台数の自転車を駐車することができる規模の自

転車駐車を設置するよう努めなければならない。

- (1) 大規模施設のうち第9条から第11条までの規定に適合しないもので、これらの規定の施行又は適用の際現に設置されていたため、これらの規定の適用を受けていないものを設置している者
 - (2) 大規模混合用途施設のうち前条の規定に適合しないもので、同条の規定の施行又は適用の際現に設置されていたため、同条の規定の適用を受けていないものを設置している者
 - (3) 大規模施設を設置している者のうち、第10条第2項又は第11条第2項の規定の適用を受けているもの
 - (4) 大規模混合用途施設を設置している者のうち、前条第4項において準用する第10条第2項又は第11条第2項の規定の適用を受けているもの
- 第12条前段中「前4条」を「第9条から第11条の2まで」に改める。

第15条第1項中「大規模小売店舗，食料品を取り扱わない大規模小売店舗，大規模遊技場，大規模銀行」を「大規模施設」に、「小売業，風俗業又は銀行業を営むための店舗の用」を「対象用途」に改める。

第21条第1項中「小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗，遊技場若しくは銀行若しくはそれらの」を「対象用途に供される建物若しくはその」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

用 途 の 区 分	面 積
食 料 品 等 小 売 店 舗	300平方メートル
食 料 品 を 取 り 扱 わ な い 小 売 店 舗	300平方メートル
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	150平方メートル
遊 技 場	250平方メートル
銀 行	400平方メートル

飲	食	店	300平方メートル					
病	院	等	400平方メートル					
学	習	施	300平方メートル					
博	物	館	1,050平方メートル					
ス	ポ	ー	ツ	施	設	250平方メートル		
郵	便	局	150平方メートル					
映	画	館	450平方メートル					
カ	ラ	オ	ケ	ボ	ッ	ク	ス	450平方メートル
レ	ン	タ	ル	ビ	デ	オ	店	250平方メートル
官	公	署	400平方メートル					

別表第2 (第9条から第11条まで関係)

施 設 の 種 類	店 舗 面 積	台 数
食料品等小売店舗, 食料品を取り扱わない小売店舗, コンビニエンスストア, 飲食店又は学習施設	5,000平方メートル未満	施設面積20平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積40平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に250台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積60平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に375台を加算した台数
遊技場, スポーツ施設又はレンタルビデオ店	5,000平方メートル未満	施設面積15平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に334台を加算した台数

	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積45平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に501台を加算した台数
銀行、病院等又は官公署	5,000平方メートル未満	施設面積25平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積50平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に200台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積75平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に300台を加算した台数
博物館等	5,000平方メートル未満	施設面積70平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積140平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に72台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積210平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に108台を加算した台数
郵便局	5,000平方メートル未満	施設面積10平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積20平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に500台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に750台を加算した台数
	5,000平方メートル未満	施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数

映画館又はカラオケボックス	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積60平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に167台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積90平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に251台を加算した台数

別表に次の2表を加える。

別表第3 (第10条関係)

食料品等小売店舗	食料品を取り扱わない小売店舗
食料品等小売店舗	コンビニエンスストア
食料品を取り扱わない小売店舗	食料品等小売店舗
食料品を取り扱わない小売店舗	コンビニエンスストア
コンビニエンスストア	食料品等小売店舗
コンビニエンスストア	食料品を取り扱わない小売店舗

別表第4 (第11条関係)

食料品等小売店舗	食料品を取り扱わない小売店舗
食料品等小売店舗	コンビニエンスストア
食料品を取り扱わない小売店舗	食料品等小売店舗
食料品を取り扱わない小売店舗	コンビニエンスストア
コンビニエンスストア	食料品等小売店舗
コンビニエンスストア	食料品を取り扱わない小売店舗

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 対象用途施設又は対象混合用途施設で、この条例の施行の際現に設置されているもの又は現に新設等の工事中のものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

提案理由

自転車駐車場の設置が義務付けられる施設の範囲を拡大するとともに、従前から自転車駐車場の設置が義務付けられている施設についてその対象となる施設の床面積の下限を引き下げる等の必要があるので提案する。